

農業労働力確保緊急支援事業の対象期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症により人手不足となった経営体にJA等が人手を派遣して実施する研修・援農の活動費を支援します

(下線部分は、令和3年1月1日から変更になる部分です)

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった経営体における

JA等が行う研修・契約のない援農

が支援対象になります！

✓ 支援対象

- ◆ JA等が人手不足経営体に人手を派遣して実施する人手不足経営体と契約のない援農を実施した場合の掛かり増し経費を支援します！

交通費
3万円/月以内

宿泊費(居住費)
6,000円/泊以内
10万円/月以内

保険料
実費

その他
4,000円/日以内

- ◆ 人手不足経営体における援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるための研修を実施する場合の講師謝金及び教材費を支援します！

- ◆ 対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

✓ 手続き方法

- ◆ 全国農業会議所の本事業専用Webシステムから登録
- ◆ 研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、根拠資料とともに提出

登録はこちらから

URL: <https://for-farmer.jp/>



※人材呼び込み支援事業と同時に申請できます

Q&Aなどの情報はこちらをチェック！

農林水産省HP

URL: https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html

農水省 緊急 労働力確保

検索

インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索



【お問合せ先】全国農業会議所 サポートセンターフリーコール 0120-150-055(受付時間:9時~17時)
メールアドレス info@for-farmer.jp

農林水産省